

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 4521 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 7月 6日 金曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 観光バスの運転手に渡すチップ

Q：ドライブイン経営をする予定ですが、ドライブインに観光客を連れてきてもらうよう観光バスの運転手にチップを渡すつもりです。このチップはどのような取扱いになりますか？

A：交際費等となります。

【解説】

法人税には、法人が取引に関する情報の提供又は取引の媒介、代理、あっせん等の役務の提供（情報提供等）を行うことを業としていない者（その取引に係る相手方の従業員等を除く）に対して情報提供等の対価として金品を交付した場合であっても、その金品の交付につき、例えば次の要件のすべてを満たしている等その金品の交付が正当な対価の支払であると認められるときは、その交付に要した費用は交際費等に該当しない、とする規定があります。したがって、情報提供等の役務提供に該当し、契約を結んでおけば、損金になるのではと思われるかもしれませんが、運転手が職務として行う行為に対して支払われるチップはこれには該当せず、交際費等として取り扱われます。

- ①その金品の交付があらかじめ締結された契約に基づくものであること。
- ②提供を受ける役務の内容が当該契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること。
- ③その交付した金品の価額がその提供を受けた役務の内容に照らし相当と認められること。

